

平成22・23年度の保険料率は、 これまでと変わりません。

平成22・23年度の保険料は、
「均等割額」が1人当たり3万5300円、
「所得割率」が7.15%となり、
これまでの保険料率を据え置きます。

後期高齢者医療制度 のお知らせ

お問い合わせ
新潟県後期高齢者医療広域連合
☎025-285-3221
市役所税務課（市民税係）
☎63-5110

◆ 保険料の計算方法

$$\text{保険料 (年額)} = \text{均等割額 (1人当たり3万5300円)} + \text{所得割額 (前年中の総所得金額等 - 基礎控除額33万円) \times 所得割率7.15\%}$$

◆ 保険料のめやす

前年中の収入状況		均等割額	所得割額	年額保険料（1か月あたり）
単身世帯	公的年金収入 80万円の場合	3530円（9割軽減）	0円	3500円（約300円）
	公的年金収入 150万円の場合	5295円（8.5割軽減）	0円	5200円（約400円）
	公的年金収入 200万円の場合	2万8240円（2割軽減）	1万6802円（5割軽減）	4万5000円（約3800円）
2人暮らし	夫：公的年金収入 150万円 妻：収入なし	5295円（8.5割軽減）	0円	5200円（約400円）
		5295円（8.5割軽減）	0円	5200円（約400円）
	夫：公的年金収入 200万円 妻：公的年金収入 100万円	2万8240円（2割軽減）	1万6802円（5割軽減）	4万5000円（約3800円）
		2万8240円（2割軽減）	0円	2万8200円（約2400円）
	夫：公的年金収入 250万円 妻：公的年金収入 200万円	3万5300円	6万9355円	10万4600円（約8700円）
		3万5300円	3万3605円	6万8900円（約5700円）

（遺族年金や障害年金などの非課税年金は、保険料賦課の対象にはなりません）

平成22年度の保険料（4月～翌年3月の12か月分）については、下記の
3とおりの納付方法で納めていただきます。

■ 普通徴収（納付書払い・口座振替）の方

7月～翌年3月の9回で納めていただきます。
保険料額は7月中旬に個人宛にお知らせします。

■ 前年度より継続して特別徴収（保険料の年金天引き）の方

年金支給日に保険料を天引きします。
仮徴収期間（4、6、8月）の天引き額は前年度6期と同額です。
本徴収期間（10、12、翌年2月）の天引き額は9月初旬までにお知らせします。

■ 今年度から特別徴収となる方

特別徴収が開始となる月以降の年金支給日に保険料を天引きします。
特別徴収が開始される際には「特別徴収開始通知書」をお送りしお知らせします。